

重要なお知らせ

【令和6年能登半島地震被災者対象】入学料・授業料免除について

令和6年能登半島地震で被害に遭われた方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの災害で、直接的・間接的な影響を受けて家計が急変した世帯の学生を対象として、審査の上、被災状況に応じて令和6年度における入学料及び前期授業料の減免を実施します。入学料免除は令和6年度入学生のみ申請可能です。申請を希望する学生は、所定の期日までに必要書類を添えて下記担当に提出してください。

1. 令和6年度入学料免除(令和6年能登半島地震)新入生対象

(1)対象となる者

令和6年度に入学した本学学生(非正規学生を除く。)のうち、以下の①又は②のいずれかに該当する者。

- ① 学生本人又は学資負担者の居住する家屋が損壊(半壊以上)した場合。
* 独立生計者は持ち家の場合のみ対象とする。
- ② 学資負担者が死亡又は行方不明になった場合。

(2)入学料免除の額

上記対象者の要件を満たす場合において、全額免除又は一部免除が適用されます。

(3)提出書類

本学ウェブサイト(トップページ→教育・学生支援→経済的支援→授業料・入学料免除)より申請書類をダウンロードし、「入学料免除願」、「入学料納付猶予願」及び「家庭調書」のほかに、以下に該当の書類を添付して提出してください。

被災等の理由	提出書類	備考
家屋の損壊(半壊以上)	・罹災証明書 市町村長が発行したもの	該当する書類の写しを提出してください。
学資負担者の死亡, 又は行方不明	・戸籍謄本又は抄本, もしくは住民票除票(死亡日記載) ・行方不明が認定されたことが証明・確認できる書類	
その他	・申請書類確認後に、別途証明書等を指示することがあります。	

(4)提出期限

令和6年4月12日(金) (添付書類が間に合わない場合は、事前に相談してください。)

2. 令和6年度授業料免除(令和6年能登半島地震)

(1)対象となる者

令和6年度前期に在学する本学学生(非正規学生を除く。)で、以下の①又は②のいずれかに該当する者。

① 学生本人又は学資負担者の居住する家屋が損壊(半壊以上)した場合。

* 独立生計者は持ち家の場合のみ対象とする。

② 学資負担者が死亡又は行方不明になった場合。

(2)授業料免除の額

上記対象者の要件を満たす場合において、全額免除又は一部免除が適用されます。

(3)提出書類

本学ウェブサイト(トップページ→教育・学生支援→経済的支援→授業料・入学料免除)より申請書類をダウンロードし、「授業料免除願」及び「家庭調書」のほかに、以下に該当の書類を添付して提出してください。

被災等の理由	提出書類	備考
家屋の損壊 (半壊以上)	・罹災証明書 市町村長が発行したもの	該当する書類の 写しを提出してく ださい。
学資負担者の死亡, 又は 行方不明	・戸籍謄本又は抄本, もしくは住民票除票(死亡日記載) ・行方不明が認定されたことが証明・確認できる書類	
その他	・申請書類確認後に、別途証明書等を指示することがあります。	

(4)提出期限

令和6年4月12日(金) (添付書類が間に合わない場合は、事前に相談してください。)

※修業年限を超えて在学する者も申請可能です。

《免除担当》

提出先(郵送先)

〒930-8555 富山市五福3190番地

富山大学学務部学生支援課(五福キャンパス)

連絡先(問合せ)

TEL: 076-445-6087

FAX: 076-445-6092